

憲法改正の限界

COLUMN

県内
大学発

経世済民

612

川口短期大学

■自民党の党是

憲法の自主的改正を結党以来の使命として掲げる自由民主党は昨年11月、総裁直属機関の憲法改正推進本部を「憲法改正実現本部」に改組した（最高顧問は安倍晋三元首相）。翌12月に開催された同本部の初の総会では、党是である憲法改正の実現へ向け、岸田総裁（首相）が「憲法改正に対する覚悟」を述べ、憲法改正の実現には「国会での議論と国民の理解が車の両輪」と強調した。

今年2月に同本部の下に設置された「憲法改正・国民運動委員会」（新藤義孝委員長）は「タスク・フォース」を発足させ、その初会合を開いた。全国を11ブロックに分け、憲法改正へ向けた国民世論の醸成を図ること

を目指す。安倍元首相は先月の「憲法改正早期実現山口県総決起大会」で、ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえ、自衛隊の根拠規定を明記する憲法改正の必要性和日米同盟の強化とを訴えた。新藤氏は3月下旬の衆議院憲法審査会で、ウクライナ憲法に緊急事態条項があることを紹介し、国家機能を維持するために必要な法制度を準備することを提言している。

■国権の最高機関
憲法審査会とは、日本国憲法の改正に関する審議を行う国会の常設機関である。2007年、憲法改正の手続きを定めた国民投票法が成立したことを受け、改正国会法に基づき従前の憲法調査会と日本国憲法に関する調査特別委員会を引き継いで設

長沼 秀明 こども学科教授



置された。「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」（国会法）。

日本国憲法は「第九章 改正」において憲法改正の手續を規定する。改正には「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ」（第96条第1項）。憲法改正手續における国会の「発議」とは「国民に提案される憲法改正案を国会が決定することを言う」（戸部信喜「憲法」）。「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関」（第41条）であり、日本国民は、正當に選挙された国会における代

表者を通じて行動する（前文）。国会の責務は、極めて重い。

■憲法の破壊

戦後の日本憲法学を宮沢俊義と共に主導した清宮四郎は、1961年に発表した論文「憲法の法的特質」で、憲法には「根本規範」があり、「憲法を根拠づけ、その内容を制約する」と指摘する。そして「日本国憲法における根本規範の内容」は「国民主権主義、基本的的人権尊重主義及び永久平和主義の三つの原理」であり、「根本規範にふれるような憲法の変改は、たとえ憲法改正の手續によつてなされたとしても」「許されないもの」であり「改正手續によつてもこれを動かしえない」とする。これに反する改正は「憲法の破壊であり、憲法を超えた革命行為であつて、それは憲法の自殺にはかならない」と結論づけた。安保闘争を受け岸信介内閣が総辞職した翌年のことである。

ながめま・ひであき 1962年生まれ。明治大学法学部卒。同大学院法学研究科公法学専攻・文学研究科史学専攻修了。同大学専任助手、川口短期大学准教授等を経て本年4月から現職。専門は日本憲法史。共著に「保育と日本国憲法」（みづい）、「尾佐竹猛研究」（日本経済評論社）、「近代への架橋」（蒼丘書林）など多数。埼玉学園大学非常勤講師。